

大型連休中の諸証明の発行など

窓口で受け取れます

5月1日(水)～6日(月)の連休中、次の場所です。「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」「住所証明書」「印鑑登録証明書」の発行を行っています。
各施設で開館日がそれぞれ異なるため、ご注意ください。

- ◆諸証明の発行場所／開館日
①野栄総合支所／1日(水)～6日(月) ②八日市場公民館／1日(水)～5日(日) ③市民

軽自動車税

納付期限は5月末

軽自動車税の納付期限は5月31日(金)です。納税通知書は5月中旬に発送します。
税は毎年4月1日現在の所有者に1年度分が課されるため、年度途中で廃車しても年税額がかります。

◆グリーン化特例が延長

軽自動車税の「グリーン化特例」(軽課)が2年延長されました。対象となるのは、平成29年4月1日～31年3月31日の間に初度検査を受けた、一定の環境性能を有する三輪および四輪の軽自動車です。



ふれあいセンター／6日(月)
※受付時間は
いずれも9時～17時です。

◆コンビニ発行サービス

個人番号カード(利用者用電子証明書搭載カードのみ対応)を持っている人は、コンビニエンスストアなど(マルチコピー

◆減免制度があります

軽自動車税は、交付されている身体障害者手帳などの障がい程度により減免制度が適用される場合があります。
適用には申請が必要です。書類などを納税通知書同封の用紙で確認し、税務課(市役所1階)で手続きしてください。受付期間は、通知書が届いてから納付期限までです。

減免できる自動車は、1人の障がい者に付き普通自動車などを含めて1台のみです。

問 税務課市民税班 ☎73・0087

機設置店舗)で、各種証明書が取得できます。

取得できるのは、①住民票の写し ②印鑑登録証明書 ③所得証明書 ④課税(非課税)証明書です(いずれも最新のもの)。

◆戸籍の届け出

戸籍の届け出(出生・死亡・結婚・離婚)は、次の場所で休日中も受け付けています。

- ①市役所警備室(庁舎東側。24時間受け付け) ②野栄総合支所(9時～17時受け付け)

問 市民課戸籍班 ☎73・0086

木造住宅の耐震診断・改修に補助

地震に強いまちづくり推進のため、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断に対し、費用の3分の2(上限8万円)を補助します。

診断の結果、耐震強度不足と判定された住宅を現在の耐震基準まで向上させるための改修工事を行う場合には、設計・工事監理費用の3分の2(上限10万円)、工事費用の3分の2(上限60万円)をそれぞれ補助します。

なお、いずれも診断・着工前に申請が必要です。

問 都市整備課管理班 ☎73-0091

固定資産税

5月は第1期の納期です

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地や家屋、償却資産を所有する人に課税されます。第1期の納付期限は5月31日(金)です。納税通知書は5月中旬に発送します。

◆税額の算出方法

課税標準額(固定資産の評価額を基に算定)の1・4%が固定資産税額となります。

◆固定資産税の減免制度
生活困窮や災害などで一定の基準に該当する場合は、固定資産税が減免されます。左記までご相談ください。

問 税務課資産税班 ☎73・0087

市税など納付期限をお知らせします

令和元(2019)年度の納付期限(口座振替日)は次の通りです。

問 税務課納税推進室 ☎73-0087
市民課保険料班 ☎73-0086

固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
1期 5月31日				
	1期 7月1日	1期 7月1日		1期 7月1日
2期 7月31日		2期 7月31日	1期 7月31日	2期 7月31日
	2期 9月2日	3期 9月2日	2期 9月2日	3期 9月2日
3期 9月30日		4期 9月30日	3期 9月30日	4期 9月30日
	3期 10月31日	5期 10月31日	4期 10月31日	5期 10月31日
		6期 12月2日	5期 12月2日	6期 12月2日
4期 12月26日		7期 12月26日	6期 12月26日	7期 12月26日
	4期 1月31日	8期 1月31日	7期 1月31日	8期 1月31日
		9期 3月2日	8期 3月2日	9期 3月2日

※最終納付期限後の追加課税分は随時期限となります。

埋め立て条例を新たに制定

市では、新たに「匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を制定しました。

この条例は、安全・安心な生活環境の保全を図るために、埋め立て事業が適正に行われるよう土砂の発生から運搬、埋め立てに至るまで一連の監視と規制を行うことを内容とするもので、今年6月1日から施行します。

なお、旧条例の「匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に

関する条例」は、新条例の施行と同時に廃止します。

◆新条例による主な改正点

新条例による主な改正点は次の通りです。改正の概要は6月号でお知らせします。

- ・ 条例の適用範囲の拡大
- ・ 改良土(再生土)の使用禁止
- ・ 事前協議制の導入
- ・ 埋立て区域の周辺住民説明会の開催と周辺住民などの同意

環境生活課環境班

☎73・0088

市民提案事業を募集します

市では、「市民提案型事業」を募集し、優れた提案に対して費用の一部を助成しています。

今年度の実施事業を募集しますので、要件などの詳細は、左記までご相談ください。

◆募集事業の種類(全4種類)

- ① 新団体設立支援
- ② 団体ステップアップ支援
- ③ 協働提案型
- ④ 子どもまちづくり提案型

◆募集期限

5月31日(金)

市民活動サポートセンター(環境生活課内) ☎73・0088

5/18 家庭教育学級子育て講演会

「どの子も笑顔で居られるために」

居られるために



東京成徳大学子ども学部講師の下浦忠治さん(写真)を招き、35年の間、学童保育指導員として子どもの抱えるさまざまな問題と向き合った経験から、子育てにとって一番大切なことをお話していただきます。

入場無料、事前申し込み不要です。

日時…5月18日(土) 10時~11時30分

場所…市民ふれあいセンター(大ホール) 生涯学習課生涯学習室 ☎67・1266

「ひよこクラブ」「にこにこほっぺの会」募集

市立幼稚園では、未就園児と在園児の触れ合いの他、子育て相談などを行う場を各園設けています。6月以降の開催で、参加無料です。



■八日市場幼稚園「ひよこクラブ」

親と子、親同士、子どもたちの触れ合いの場を提供します。随時受け付けします。

対象…平成27年4月2日~29年4月1日生まれの子どもとその親 実施回数…年間8回 時間…9時~11時

■のさか幼稚園「にこにこほっぺの会」

四季折々の行事に在園児と触れ合いながら、未就園の子どもたちが一緒に遊べます。

対象…1歳以上の未就園の子どもとその親 実施回数…年間8回 時間…10時~11時

☎八日市場幼稚園 ☎72-0442、のさか幼稚園 ☎67-4633

農作業標準賃金・標準農作業料金を決定しました

農業委員会では、農作業をお願いするとき、されるとき標準額として「農作業標準賃金」「標準農作業料金」を定めました。

これを目安として、当事者双方で話し合った上、取り決めをしてください。

◆農作業標準賃金

水田作業…8,500円(1食付き)

畑作業一般…8,000円(1食付き)

畑の除草…7,000円(弁当持参)

※いずれも手作業、8時間労働の場合です。

◆標準農作業料金

作業種別により右表の通りです。

※①乾燥、調整(糶摺り)、育苗を除く作業は、オペレーター1人付き料金。補助者を依頼した場合は、別途支払いとなります。②刈り取りのみの場合、糶運搬コンテナなどで乾燥場まで運搬を委託した場合は、別途支払いとなります。

☎農業委員会事務局 ☎73-0090

◆標準農作業料金

作業種別	金額	備考
水田耕起(トラクター)	5,500円/10a	
水田代かき(トラクター)	6,000円/10a	ドライブハローを使用した仕上げ料金
あぜ塗り(トラクター)	36円/1m	
植え付け(田植え機)	6,500円/10a	苗の運搬費、苗費は含まず
刈り取り(コンバイン)	18,000円/10a	乾燥場までの糶運搬は含まず
調整(糶摺り)	640円/1俵	
乾燥・調整(糶摺り)	2,500円/1俵	
刈り取り・乾燥・調整(糶摺り)	36,000円/10a	悪条件の場合は加算あり
育苗(植え付け可能苗)	750円/1箱	
肥料散布(ブロードキャスター)	1,300円/10a	散布のみ
畑耕起(トラクター)	5,500円/10a	